

平成29年度第2回建設工事等における入札・契約制度の改正  
説 明 会  
【平成30年4月1日施行】

日時：平成30年2月26日（月）10:30～ 行政庁舎2階講堂  
2月27日（火）10:30～ 行政庁舎2階講堂  
3月 2日（金）10:30～ 登米合庁5階大会議室  
3月 6日（火）10:30～ 大崎合庁1階大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 説明事項

(1) 建設工事における入札契約制度の改正について

- ・総合評価落札方式の改正について
- ・専任補助者配置による若手技術者の育成対策について
- ・社会保険の加入促進に向けた工事請負契約書の改正について

(2) 建設関連業務における入札契約制度の改正について

- ・一般競争入札及び総合評価落札方式の適用拡大について
- ・総合評価落札方式の改正について

(3) その他

4 質疑応答

5 閉 会

~ MEMO ~

# 建設工事等における入札・契約制度の改正説明会

[平成30年4月1日施行]

## 宮城県出納局契約課



## 目次

### 1. 建設工事における入札契約制度の改正について

(1) 総合評価落札方式の改正について

(2) 専任補助者配置による若手技術者の育成対策について

(3) 社会保険の加入促進に向けた工事請負契約書の改正について

### 2. 建設関連業務における入札契約制度の改正について

(1) 一般競争入札及び総合評価落札方式の適用拡大について

(2) 総合評価落札方式の改正について

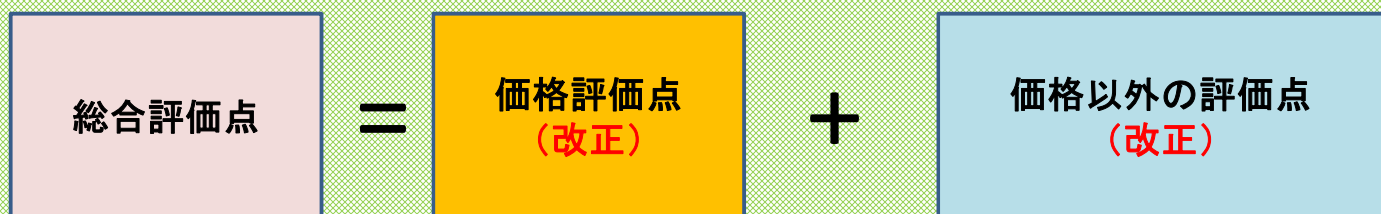
# 1. 建設工事における入札契約制度の改正について

## (1) 建設工事における総合評価落札方式の改正について

### 1. 総合評価落札方式について

- 供給される工事の品質と価格を総合的に評価し、最も優れた工事を施工できる者と契約
- 総合評価点の最も高いものが落札候補者となる

### 2. 総合評価落札方式の評価点



- ✓ 価格評価点の改正は、全ての型式に適用させるとともに、価格以外の評価項目の改正については、標準型（技術提案型）及び高度型を除き適用するものです。

# (1) 建設工事における総合評価落札方式の改正について

## 改正内容1 <価格評価点の見直し>

総合評価落札方式において、価格評価点が満点となる入札率を85%に固定して運用してきたが、平成29年10月からの調査基準価格及び失格判断基準額の引き上げにあわせ、ダンピング対策を強化するため、平成30年4月1日より、価格評価点が満点となる入札率を現行の85%から、2ポイント程度引き上げを行うもの。

### 算定式

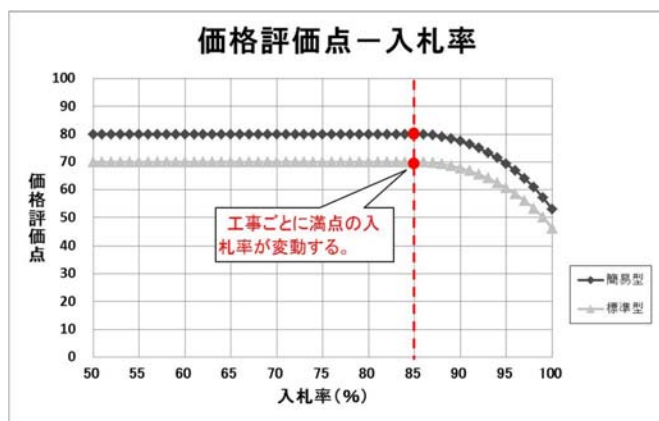
現行 満点入札率 = 85% (固定)

改正 満点入札率 A(%) = (設計純工事費×0.97 + 設計現場管理費×0.7 + 設計一般管理費×0.6) ÷ 設計額 × 100

価格評価点 (y)

- (A% < 入札率 ≤ 100%) における価格評価点  
 $y = (b^2 \times (1 - x^2/a^2))^{1/2}$
- (A% ≥ 入札率) における価格評価点 (レベル区間)  
 y = 簡易型80点, 標準型70点, 高度型60点

- x : 入札率 - A
- a : 105 - A
- b : 簡易型の場合80点  
 標準型の場合70点  
 高度型の場合60点



# (1) 建設工事における総合評価落札方式の改正について

## 改正内容2 <価格以外の評価項目の拡充>

自然災害の増加や激甚化、さらには鳥インフルエンザの発生など、災害の多様化に伴い、多様な防災協定を締結している企業や災害時の迅速な対応に備えている企業を適切に評価するため、地域貢献の評価項目において、防災協定の有無の評価を拡充するとともに、災害の応急対応等に備えた訓練についても評価を拡充する。

### 【標準型の場合】

評価の視点		評価項目	現行 評価点	H30.4改正 評価点	備考	
技術力	企業評価		6点	6点		
	配置技術者評価		8点	8点		
社会性	労働福祉		2点	2点		
地域性	地域・貢献	県内企業の活用計画割合	1.000	1.000		【評価項目の分割】 多様な防災協定を適正に評価するため「防災協定締結の有無」の評価を拡充  【評価項目の追加】 災害の応急対応等に資する「訓練実施の有無」の評価項目を追加
		宮城県または県内市町村の管理する道路の除融雪業務の実績(過去5年間)	1.000	1.000		
		宮城県または県内市町村の施設管理業務の実績(過去5年間)	1.000	1.000		
		宮城県のスマイルサポーターとしての実績(過去5年間)	0.250	0.250		
		防災協定締結の有無	2.000	1.500		
		災害対策基本法に基づく指定地方公共機関等の有無	—	2.000		
		訓練実施の有無(過去1年間)	—	1.000		
県内での災害における地域貢献の実績の有無(過去5年間)	1.000	1.000				
県内での企業の社会的責任等(CSR)の実績(過去2年間)	0.750	0.750				
	震災貢献	東日本大震災での対応実績	2点	2点		
施工計画等	施工計画等		15点	15点		
合計			40.00	42.50		

## (2) 専任補助者配置による若手技術者の育成対策について

### ✓ 若手技術者の確保・育成に向けた評価方法を導入します。

#### 導入する背景

1. 本県では、**建設業就業者の高齢化**や**新規学卒者の就職者数の減少**が進んでいることから、「新・みやぎ建設産業振興プラン」において、「**将来のみやぎの建設産業を担う人材の確保・育成**」という基本目標の下に「**若手の早期活躍の推進**」に関する施策を展開することとしている。
2. 総合評価落札方式では、配置技術者としての経験の有無が直接加点につながるため、企業は、経験の少ない若手技術者より経験豊富なベテランの技術者を配置して入札に参加している。そのため、**若手技術者が経験を積む機会が失われている**。

➤ 総合評価落札方式において若手技術者(35歳未満)の早期活躍を推進するため ⇒ 専任補助者制度を導入(平成30年4月改正)

4

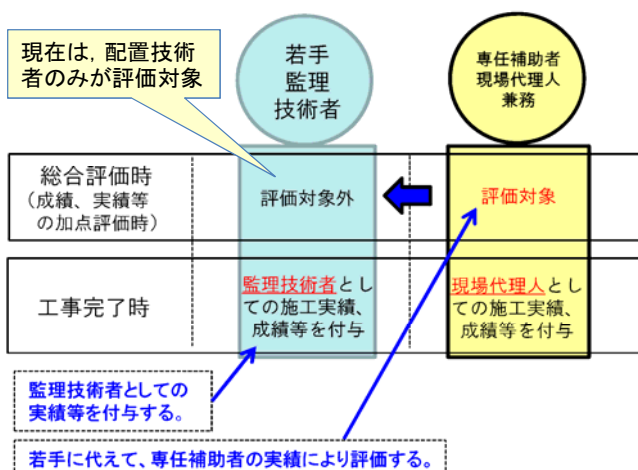
## (2) 専任補助者配置による若手技術者の育成対策について

### ◆ 総合評価落札方式における若手技術者の確保・育成に向けた評価方法を導入

- 若手の監理(主任)技術者(35歳未満)を配置し、専任補助者を配置する場合は、総合評価の配置予定技術者の評価について、当該専任補助者の成績、実績等を評価することとする。
- 専任補助者を配置した工事が完了した場合は、監理(主任)技術者及び専任補助者の両方の実績と認める。
- 10km圏内であれば、同一の専任補助者が2つの建設工事を兼務することが出来る。

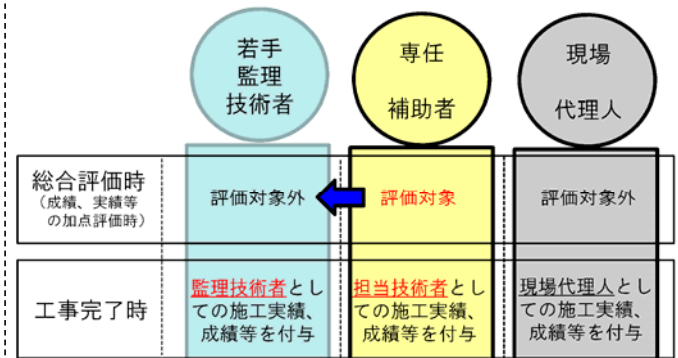
#### ケース①

専任補助者が現場代理人と兼務した場合



#### ケース②

専任補助者と現場代理人を各々配置した場合



5

### (3) 社会保険の加入促進に向けた工事請負契約書の改正について

#### ✓ 社会保険加入は、法令上の義務です。

- ここでいう社会保険とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の3保険です。

#### ✓ すべての下請企業を社会保険加入企業に限定します。

(一人親方及び常用労働者が4人以下の個人事業主を除く。)



#### ➤ 建設工事請負契約書の改正 (平成30年4月改正)

#### ➤ 建設工事元請・下請け適正化要綱の改正(平成30年4月改正)

#### 改正が必要となる背景

平成29年7月に中央建設業審議会から、公共工事標準請負契約約款に、下請を社会保険加入企業に限定する規定が示されました。

宮城県においても建設業における社会保険加入の徹底を図るため、建設工事請負契約書を改正し、**すべての下請企業を社会保険加入企業に限定**するものです。

### (3) 社会保険の加入促進に向けた工事請負契約書の改正について

#### 例外として下請負人とすることができる場合 (一次下請)

次の①と②の両方に該当する場合には、社会保険未加入企業でも下請負人とすることができます。

- ① その者を下請負人としなければ、工事の施工が困難となるなど特別の事情があると発注者が認める場合
- ② 発注者の指定する期間内に社会保険の加入手続きを行い、発注者にその確認書類を提出した場合

#### 例外として下請負人とすることができる場合 (二次下請以下)

次の①と②のいずれかに該当する場合には、社会保険未加入企業でも下請負人とすることができます。

- ① その者を下請負人としなければ、工事の施工が困難となるなど特別の事情があると発注者が認める場合
- ② 発注者が通知をした日から30日以内に受注者が社会保険加入手続きを行った確認書類を提出した場合

## 2. 建設関連業務における入札契約制度の改正について

### (1) 建設関連業務の一般競争入札及び総合評価落札方式の適用拡大について

#### ✓ 一般競争入札及び総合評価落札方式を段階的に適用拡大します。

##### 適用を拡大する背景

1. 建設関連業務において、より透明性、公平性及び競争性を高めるため、**一般競争入札の適用拡大**が求められていること。
2. 過度な価格競争を防止するとともに、震災復興後の事業環境を見据え、技術力・専門力に優れた、地域を支える優良企業の受注機会の確保を図る必要があること。 ⇒ **総合評価落札方式の適用拡大**

金額：設計額（税込）

#### ✓ 平成30年4月改正

	一 般 競 争 入 札	
	現 行	改 正
測量業務	1千万円以上	5百万円以上
うち総合評価落札方式	1千万円以上	1千万円以上 5百万円以上1千万円未満（半数以上）
建設コンサルタント業務等	—	1千万円以上
うち総合評価落札方式	—	2千万円以上

・上記表の建設コンサルタント業務等には、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務を含みます。



## (2) 建設関連業務における総合評価落札方式の改正について

### 改正内容1 <価格評価点の見直し>

総合評価落札方式において、価格評価点が満点となる入札率を60%に固定して運用してきたが、平成29年10月からの調査基準価格及び失格判断基準額の引き上げにあわせ、ダンピング対策を強化するため、平成30年4月1日より、価格評価点が満点となる入札率を現行の60%から、10ポイント程度引き上げを行うもの。

#### 算定式

現行 満点入札率 = 60% (固定)

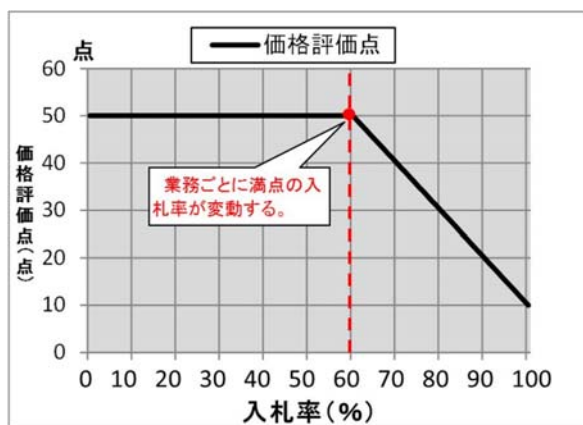
改正 満点入札率 = 業務毎に算定される調査基準価格 × 0.9 ÷ 設計額 × 100

価格評価点 (y)

$$Y = \frac{50}{1.1 - \frac{\text{調査基準価格} \times 0.9}{\text{予定価格}}} \times \left(1.1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right)$$

※価格評価点が50点以上となった場合は、50点に置き換える。

※標準型・簡易型(実施方針型及び実績重視型)の全ての型式に適用



9

## (2) 建設関連業務における総合評価落札方式の改正について

### 改正内容2 <価格以外の評価項目の拡充>

総合評価落札方式の段階的な拡大に当たり、過度な価格競争を防止するとともに、技術力・専門力に優れ地域を支える優良企業の育成及び受注機会の確保を図るため、建設関連業務優良表彰の実績や災害時における地域貢献の実績など、価格以外の評価点を拡充する。

#### 【企業評価】

評価の視点			評価項目	現行	H30.4改正	備考
				評価点	評価点	
企業評価	資格・実績等	専門技術力	過去5年間の同種業務の実績	4	4	
			過去2年間の担当した同種業務の成績(最高点)	4	4	
			過去5年間の業務表彰の実績	—	2	【新規追加項目】
	業務の品質	品質管理	ISO9001認証の取得	2	2	
			情報収集力	過去5年間の当該業務箇所、周辺での業務実績	4	4
	社会的責任	地域貢献	過去2年間の会社としてのボランティア活動の実績	2	2	
			過去2年間の県内での災害時における地域貢献の実績	—	2	【新規追加項目】
		環境対策	ISO14001又は、みちのくEMS認証の取得	2	2	
		労働福祉	障害者雇用条件	2	2	
		業務実施体制	再委託状況	(-6)	(-6)	
	事故及び不誠実な行為	指名停止または文書警告	(-6)	(-6)		
小計				20	24	

## (2) 建設関連業務における総合評価落札方式の改正について

### 【技術者評価】

技術者評価 (管理技術者)	資格要件	技術者資格等	2	2		
		技術者の継続的学習状況	4	4		
	資格・実績等	専門技術力	過去5年間の同種業務の実績	4	4	
			過去2年間に担当した同種業務の成績(最高点)	2	4	【点数拡充】
			過去5年間に担当した業務の表彰の実績	—	2	【新規追加項目】
	情報収集力	過去5年間の当該業務箇所、周辺での業務実績	4	4		
	専任性	手持ち業務数	4	4		
小計			20	24		

### 【実施方針】

実施方針	業務理解度	業務の目的・設計条件	業務の目的と設計条件の理解度	4	4	【配点変更】 東北地方整備局の評価の着目点及び判断基準等に準拠
	実施手順	業務実施手順	業務実施手順の妥当性等	1	2	
	業務提案	業務の手法	照査における具体の手法・工夫等	4	2	
		その他	有益な代替案や重要事項の指摘等	1	2	
小計				10	10	

### 【技術提案】 変更無し

技術提案	全体	各課題の整合性	25	25	
	業務提案1~3	各課題に対する回答の的確性、実現性、独創性	25	25	
	小計			50	50

### 【合計(標準型)】

価格以外の評価点 合計			100	108	
-------------	--	--	-----	-----	--

※標準型・簡易型（実施方針型及び実績重視型）の全ての型式に適用

11

## 施行日について

平成30年4月1日以降に公告又は通知する案件から適用します。